

質の高い審査を実現するための取組 (意匠審査)

平成26年9月10日

目次

I. 意匠審査を取り巻く環境	1
1. 意匠登録出願件数の推移及び意匠審査の現状	1
（1）意匠登録出願の動向	
（2）意匠審査の処理件数	
2. 審査の質についての現況分析	2
（1）ユーザー評価に基づく質の把握	
（2）その他、品質検証のための取組などに基づく質の把握	
II. 質の高い審査を実現するための取組の現況	4
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備	4
（1）「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	
（2）審査及び品質管理の手続の明確性	
（3）外部への公表及び職員への周知状況	
2. 質の高い審査を実現するための体制	6
（1）審査実施体制	
（2）品質管理体制	
3. 品質向上のための取組	9
（1）バッチ審査	
（2）システム対応によるケアレスミスの防止	
（3）各室審査長又は上席総括審査官（管理職）による拒絶理由通知等のチェック（決裁）	
（4）審査官と決裁者間の協議（案件協議）	
（5）面接・電話対応	
（6）品質関連情報の収集・提供	
（7）能力向上のための研修の実施	
4. 品質検証のための取組	13
（1）意匠審査の取組報告、中間レビュー	
（2）決裁後案件のサンプルチェック	
（3）ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集	
（4）審判決との判断相違の確認	

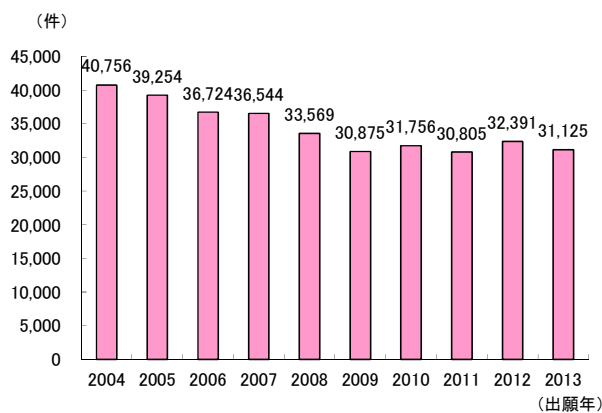
質の高い審査を実現するための取組（意匠審査）

I. 意匠審査を取り巻く環境

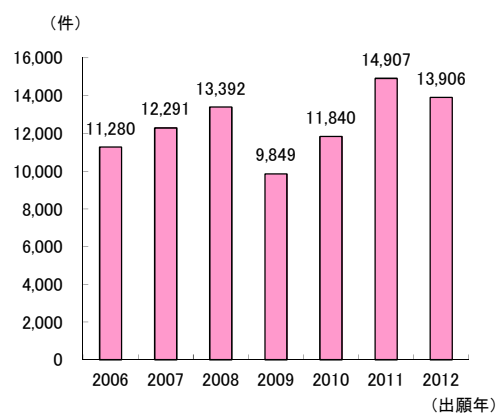
1. 意匠登録出願件数の推移及び意匠審査の現状

（１） 意匠登録出願の動向

過去 10 年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、2004 年の 40,756 件をピークに、それ以降は減少傾向が続いているが、直近 5 年間（2009～2013 年）は多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している（図 1 参照）。2004 年以降の出願件数減少の要因として、我が国企業による意匠出願の海外シフト、企業や事業の統合による新製品開発数の減少及び意匠出願の厳選化が考えられる。



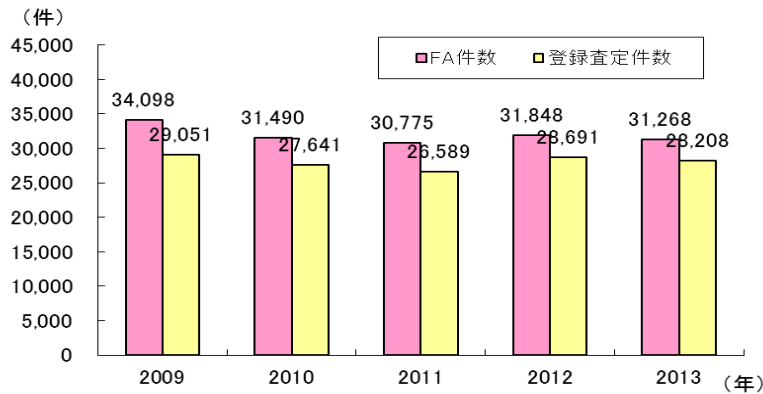
【図 1】 意匠登録出願件数の推移



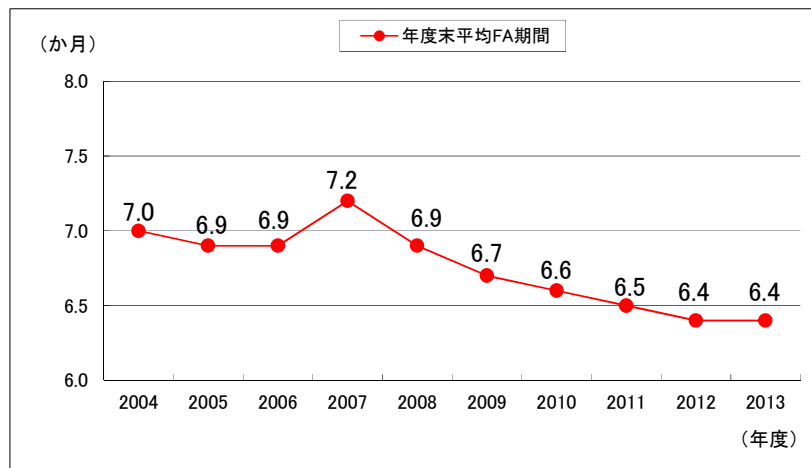
【図 2】 日本から海外への出願件数推移
(WIPO 統計 June 2014 より作成)

（２） 意匠審査の処理件数

2013 年の意匠審査における一次審査件数（FA 件数）は、31,268 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移し、登録査定件数は、2009 年以降 3 万件弱で推移している（図 3 参照）。また、2013 年度末における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.4 か月であり、着実に短縮している（図 4 参照）。



【図 3】 意匠審査の FA 件数及び登録査定件数の推移



【図 4】 意匠審査の FA 期間（年度末平均）の推移

2. 審査の質についての現況分析（評価項目案⑧関係）

（1）ユーザー評価に基づく質の把握

平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「方式等の審査周辺業務を含む品質管理（監理）に関する調査研究報告書」によれば、意匠審査に対して、ユーザーからの評価（ヒアリング調査）として下記コメントを頂いている。

G：日本の審査は早い。
H：コメントがつくので審査官のロジックはわかりやすい。
K：拒絶査定に記載の理由が詳細になった。意見書をよく読んでいただいている。
K：考え方が統一されており、審査官による差は少ない。
Q：USPTO、KIPO より良い。
Q：拒絶理由通知書におけるコメントにややバラツキがあり、読みにくいときもある。さらに均質な品質となると良い。
Q：類似の理由等が記載され以前より改善されている。
Q：意見書をよく読んでいただいている。

意匠課・意匠審査部門では、サンプルチェックの内部分析とあわせ、対象となった案件のユーザーから当該審査に対する意見をアンケート形式で収集するユーザー評

価調査を実施している（Ⅱ．４．（３）参照）。昨年度ユーザー評価の分析結果によれば、審査処理期間、審査官とのコミュニケーション（面接・電話対応）において高い評価を受けているところである。

しかしながら、意匠の要部認定・ばらつきといった点について一定の不满があることが認識されており、以下のような課題が認められた。また、物品分野の製品開発実態の理解、デザインの理解の深化は、審査において常に要求される課題でもある。

- ・ 意匠の要部を認定する際に、その理由が明確に記載されていない事例が確認され、注意が必要である。
- ・ 判断にばらつきが生じる可能性のある案件については、当該分野における過去の処理実績、同じ出願人に対する過去の処理実績等、十分調査した上で対応するなど、ばらつきのない審査に努めることが重要である。

（２）その他、品質検証のための取組などに基づく質の把握

意匠課・意匠審査部門では、従前より審査の質の維持・向上に向けた、以下のような取組を行っている。

- ・ 管理職による拒絶理由通知等のチェック（決裁）
- ・ 審査官と決裁者間の協議（案件協議）
- ・ サンプルチェック
- ・ 審判決との判断相違の確認 等

昨年度においては、以下のような課題が認められた。

- ・ 判断・起案については、抽象的な記載に留めず、共通部を具体的に示すといった点、意見書での主張内容に対して十分回答できているかの確認が必要、といった点について留意項目として提示しており、こうした事例の解消が重要である。
- ・ サーチについて、個別の案件についてはあるものの、よりよい引用文献を見つけるために特実文献の調査も十分留意する必要がある点について、指摘のある事例が確認された。

品質検証の取組において把握された課題については、必要に応じて管理職から個別にフィードバックを行うとともに、意匠審査部門全体に注意喚起が必要とされた項目については、留意事項として情報がまとまった時点で情報を発信し、これまでの留意項目と合わせ、常に審査官が確認できるよう、意匠部門内イントラネットで閲覧可能とするなどの取組を行っている。

Ⅱ. 質の高い審査を実現するための取組の現況

1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備

(1) 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況（評価項目案①関係）

① 「品質ポリシー」

世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための、品質管理の基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」という。参考資料 4-1参照。）を平成 26 年 8 月に策定し、これを公表した。

② 「品質マニュアル」

意匠審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に、「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」（以下、「意匠品質マニュアル」という。）を平成 26 年度中に策定、公表する予定。意匠品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、意匠審査に関わる職員にとって有益で、意匠制度のユーザーにも理解できる文書とするとの方針のもとに作成する予定である。

③ 特許庁が達成すべき目標

中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づいて、経済産業大臣が定める特許庁が達成すべき目標として、平成 26 年度は、新たに「審査の質の向上」に関する評価項目の達成度が追加された。

平成 26 年度に特許庁が達成すべき目標について

…また、従来は、目標とされていなかった審査の質についても、その更なる向上のため、達成すべき目標を外部委員会で定める。…

2. 意匠

① 審査期間

<略>

② 審査の質

意匠審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成 26 年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

④ 意匠審査の取組の品質管理関連施策

意匠審査の品質管理の取組及びその実施体制は、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監が、その整備と実施に対して責任を負う。

意匠課及び意匠審査部門では、特許技監のリーダーシップの下、例年 3 月に翌年度に実施をすべき取組の基本方針や重点事項を含む意匠課及び意匠審査部門全体の取組の計画を定め、これを実行している。品質管理関連についても、その具体的な施策

が取りまとめられて実行に移されている。

また、上記取組の計画を受け、審査第一部長のリーダーシップの下、意匠課及び意匠審査部門においても取組の計画を策定している。

（２）審査及び品質管理の手続の明確性（評価項目案②関係）

① 意匠審査の手続の明確性

意匠審査の手続については、「意匠審査基準」において、「審査の進め方」（第 11 部）として文書化されている（参考資料 4-2参照）。「審査の進め方」では、審査手順を「意匠登録出願に係る意匠の認定」、「先行意匠調査」、「新規性、創作非容易性等の検討」、「拒絶理由の通知」、「出願人との意思疎通の確保」、「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項が規定されている。

② 品質管理の手続の明確性

品質管理の取組及びその実行体制の整備と実施については、特許庁長官及びその命を受けた特許技監が、これに対して責任を負う（今後、「品質マニュアル」において明記予定）。

また、品質管理のための手順及び担当について、実施手順等を取りまとめた文書が作成されて関係者に周知されている（手順及び担当の詳細については、今後「品質マニュアル」にも参照すべき文書として記載予定。）

（３）外部への公表及び職員への周知状況（評価項目案③関係）

「品質ポリシー」は、平成 26 年 8 月に策定されて意匠審査官に周知され、特許庁ホームページを通じて公表した。また、リーフレットの形でも、全意匠審査官に配付するとともに、審査室にポスターを掲示し、周知を図ることとしている。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表するとともに、今後、国際会議の場等においてもリーフレットを配付することにより周知を図る予定。

「品質マニュアル」は、平成 26 年度中に作成し、意匠審査官に周知するとともに、特許庁ホームページを通じて公表を予定している。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表を予定している。

職員向けの以下の研修において、意匠審査の質の重要性及び品質維持・向上の取組についての理解を深める内容についても扱う。

- ・審査官補コース研修（新人対象、26 年度から）
- ・審査官コース前期研修（入庁 2 年目の官補対象、26 年度から）
- ・審査官コース後期研修（審査官昇任直前の官補対象、26 年度から）
- ・マネジメント能力研修（新任上席審査官対象、26 年度から）

また、企業等の意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている。

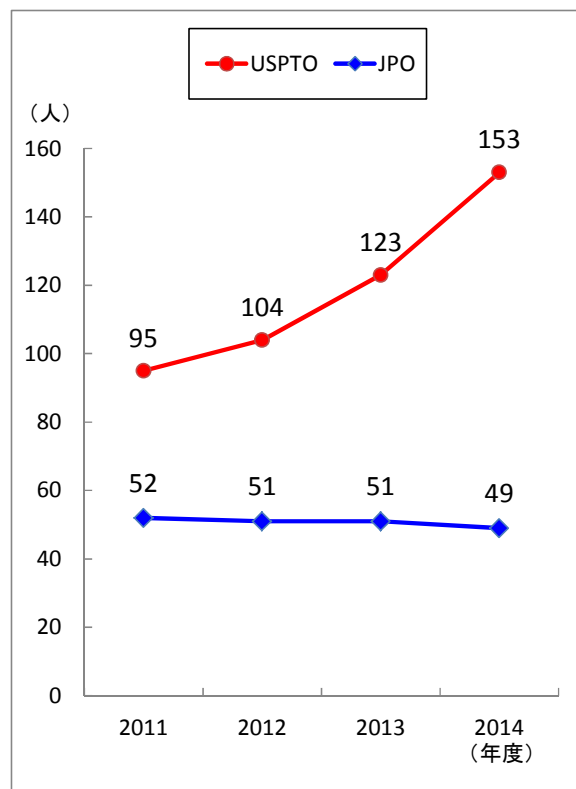
2. 質の高い審査を実現するための体制

(1) 審査実施体制（評価項目案④関係）

① 意匠審査部の組織体制・人員配置

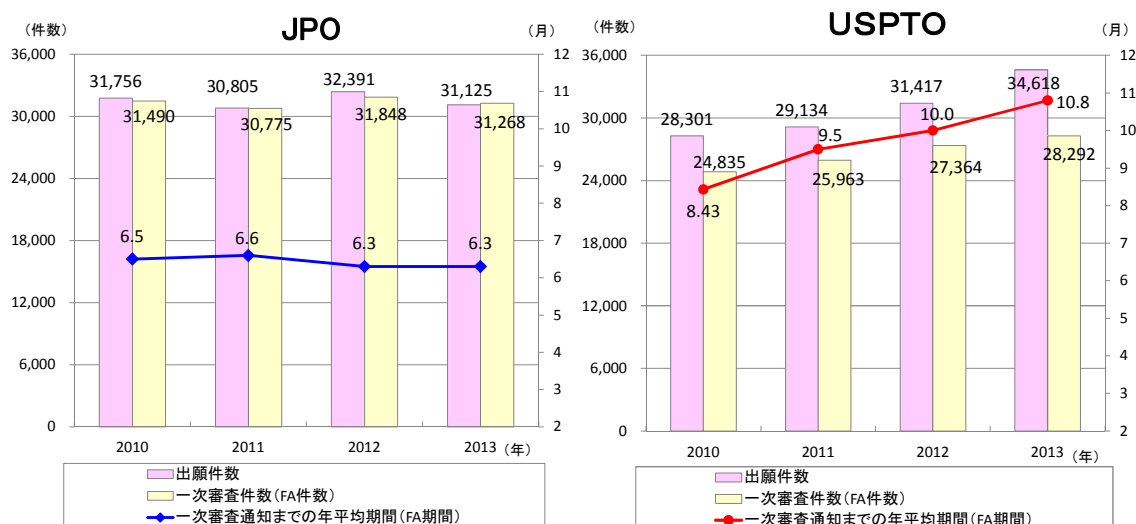
物品分野別に意匠審査を行う審査室が3つ設けられ、合計約50名の審査官により審査が行われている。3つの審査室には管理職が9名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

出願内容の高度化・複雑化、先行意匠調査の対象となる蓄積文献数の増加（毎年30万件を越える資料を蓄積）により、意匠審査における審査処理の負担は年々増加している。このような中、特許庁では、機械化等による審査の効率化を図ってきたところである。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数（FA件数）で見ると、米国特許商標庁（USPTO）と比較して2.7倍（2013年のFA件数を審査官数で割った参考値）の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている。



【図5】USPTOとの審査官数比較

（特許庁年次報告書及びUSPTO年報、2014年度のUSPTO審査官数のみ
「USPTO主催第8回Design Day(2014年4月開催シンポジウム)配付資料」より作成。）



【図 6】 USPTO との出願件数、FA 件数及び FA 期間（年平均）比較

(Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TM5 より作成。)

② 審査官の能力担保の仕組み

意匠審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）相当の合格者から採用され、その資格は、意匠法第 19 条で準用する特許法第 47 条第 2 項の委任を受けた特許法施行令第 12 条において規定されている。同条に規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の筆記試験に合格する必要がある。

審査官任用後も、応用能力研修等の受講の機会が設けられる。また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年 1 回実施される能力評価において、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。

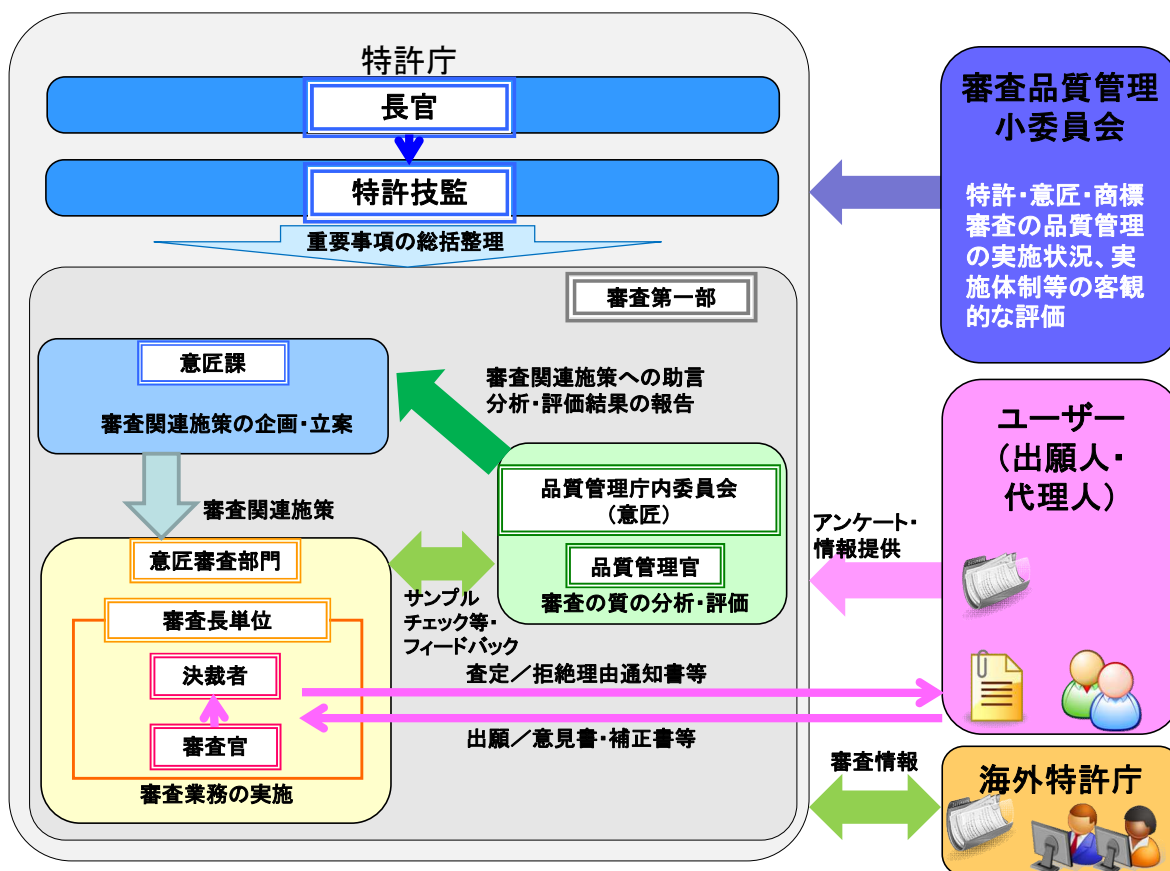
（2）品質管理体制（評価項目案⑤関係）

① 意匠審査部門・審査長単位

意匠審査の品質管理システム（図 7 参照）は、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務の中で技術に関する重要事項を総括整理する特許技監がその整備と実施に対して責任を負う。

意匠審査は、審査官が、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品の意匠について行っている。各審査長単位は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する物品分野に応じた独自の取組を行うこと

で、審査の質の向上を図っている。



【図 7】 品質管理システムの全体像

② 意匠課

意匠課は、案件協議・決裁、サンプルチェック、審判情報の活用等の意匠審査部門が実施する施策や、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。また、審査の質に関する各種データ収集等、後述の庁内の委員会（品質管理庁内委員会）が実施する審査の質の分析・評価のサポートを行う。

なお、品質管理の企画・立案を専従として行う者はいない。

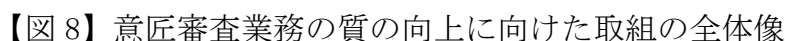
③ 品質管理庁内委員会（意匠）

意匠課、意匠審査部門とは独立して、意匠審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の審査長、上席総括審査官がメンバーとなる庁内委員会が設置される。当該委員会は、サンプルチェック結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査長単位に対して第三者的な立場で、審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監、審査第一部長及び意匠課に報告するとともに、サンプルチェックに関するデータや分析（決裁の際の審査の質のチェックの観点等）を

品質管理庁内委員会は、各審査室２名の委員（うち１名は委員長）の合計６名（審査長３名、上席総括審査官３名）で構成される。また、４名の意匠審査調査員が、通常の業務に加え、同委員会による分析の支援をしている。

品質管理官は、意匠の審査の品質の管理を行う。品質管理官は、審判官の経験を有する審査官から 7 名が選任され、1 名（通常の審査業務に加え、品質管理業務を兼任）が後述のサンプルチェック等の分析を行う。その結果を庁内委員会でまとめ（委員 6 名が品質管理官を兼ねる）、意匠審査部門にフィードバックする。

意匠審査は、担当案件の意匠分類の付与（全件）、本願理解、サーチ（先行意匠調査）、判断、起案の順に行われ、起案書については、管理職による実体的・形式的チェック（決裁）を経て、出願人に発送される。このような意匠審査業務において、図8に示すような質の向上に向けた取組を実施している。以下、各取組について説明する。



（１）バッチ審査

意匠審査は、関係の深い物品分野の出願を一定期間まとめて（数十件から百数十件）審査するスタイル（バッチ審査）をとっている。これは、1 件ずつ審査をしていては、大量の先行意匠調査を繰り返すこととなってしまうことから、少人数で効率的に行うためにとっている手法である（審査スケジュールは、特許庁 HP に掲載）。一方で、同時期に出願された意匠を 1 人の審査官がまとめて審査することにより、この時期のデザイントレンドを全体として把握することもでき、判断のばらつきを無くす効果も有する。



意匠審査官

出願資料数に応じて平均6分野を担当

（分野例：カメラ、携帯電話、PC、PC部品、時計、音響機器）

【図 9】 バッチ審査のイメージ

（２）システム対応によるケアレスミスの防止

意匠審査においては、特許審査のように、請求項毎に拒絶理由や引用文献を考えるといったことはなく、判断対象は、当該出願意匠 1 つであり、拒絶理由通知の構成はシンプルなものとなっている。その上で、システム化により、自動的に入力可能な情報については自動入力され、日付の前後等、機械的なチェックと合わせ、審査官が判断根拠を記入するだけで起案が完成するシステムを構築している。

拒絶の理由を発見した場合は、対象となる引用文献を庁内 DB から意匠検索システム上で機械的に選択することによって、引用文献として適切かどうかの日付チェック、出願資料の場合は同一出願人かどうかのチェック、さらには、引用文献と照らし、対

応する条文のチェックが入り、審査官が選択できる拒絶理由の条文が限定される。可能となる条文の組み合わせ、現行意匠法適用か旧法適用かについても機械的チェックが入る。これらのチェック機能により、日付の前後による間違いは発生せず、条文の選択ミスもなくすることが可能となっている。

また、庁内 DB に蓄積された文献を引用する場合は、文献番号等、書誌データが自動入力されるため手入力は追加情報がある場合を除き発生しない。

これらにより、審査官の起案において、起案書選択、条文選択、引用文献の添付ミスという形式的な間違いは基本的に発生しないシステムとなっている。

（３）各室審査長又は上席総括審査官（管理職）による拒絶理由通知等のチェック（決裁）

審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成（意匠審査における「起案」。）した場合、審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた意匠審査の実体的・形式的チェック（意匠審査における「決裁」。）を全件について行っている。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、案件協議（後述）の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う。

（４）審査官と決裁者間の協議（案件協議）

案件の処理方針等について、日常業務の中で随時相談等が行われているが、そういった議論の中にも、審査部門全体にフィードバックすることで審査の品質の向上につながる情報があると考え、ばらつきの原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、一定の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行うこととしている。

平成 26 年 7 月から運用を開始し、（ア）ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、（イ）手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を 2 回以上通知する案件、（ウ）模倣品対策のための早期審査対象案件、については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施するよう指定している。

また、決裁者と協議した結果、（a）結論が変更された場合、（b）再サーチの必要が発生した場合、（c）情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会へ情報を集約する。委員会において意匠審査部門への情報共有の必要性・方法等を検討し、必要に応じてフィードバックを実施することとしている。

なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断した場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。

（５）面接・電話対応

審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得るために重要であり、ユーザー評価調査からも、審査官との面接や電話対応に対するユーザーによる関心の高さが伺われる。

面接の依頼があった場合、原則として全て受けており、昨年度は面接 353 件（審査官 1 人あたり 7～8 件）、電話による対応 3293 件（審査官 1 人あたり約 70 件）を行った。平成 26 年度も引き続き面接・電話等を活用し、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めることとしている。

（６）品質関連情報の収集・提供

意匠課・品質管理庁内委員会は、以下の品質関連情報を収集し、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署・各委員会と連携しながら、意匠審査の質の維持・向上のための施策に反映させている。また、各審査長単位等は、品質関連情報を活用することにより、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

① 個別審査官の処理状況に関する統計データ

意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の F A（一次審査）に占める拒絶理由、登録の割合や、拒絶理由（新規性、創作容易性等）ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるかたちにして提供している（月 1 回データを更新。データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。

② 審判に関する統計及び審判情報の担当審査官への通知

審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、意匠課・品質管理庁内委員会は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、毎月更新して意匠審査部門に提供している。審決が確定した案件は、審査段階の査定審査官及び現在の担当分野の審査官に情報を通知し、審決の確認を促している。

（７）能力向上のための研修の実施

意匠審査の質の向上のためには、意匠審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。意匠審査に関わる全ての職員は、日々の自己研鑽に励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。

意匠課及び意匠審査部門では、Ⅱ．２．（１）②欄に記載した能力評価の結果なども活用しつつ、時代と共に変化するニーズに直面しても適切に対応することができるよう、以下の観点から継続的な人材育成に取り組んでいる。

- コース研修やその他の法律研修等の受講により、審査実務に関する能力の向上を図る。
- 技術研修や学会・セミナー等の知識習得機会への参加や、展示会や企業コンタクト等を通して、最新の技術やデザイン動向の把握、出願人等の意見・要望を聴取し、知識、資質の向上を図る。
- 英語に対応できる審査官（補）の育成を強化し、英語による審査実務についての情報発信能力の習得や、各国の知的財産権制度等の知識を習得するための研修受講により、意匠分野の国際協力及びハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の審査運用等、審査業務の国際化への対応を図る。

4. 品質検証のための取組（評価項目案⑦関係）

（１）意匠審査の取組報告、中間レビュー

II. 1.（１）④欄に記載したように、年度毎に当該年度に実施をすべき審査の取組の計画を審査の処理、検索等の審査周辺システムの整備、法令の適用や審査基準の運用、人材育成及び品質管理の各観点から策定している。

上半期終了後には中間レビューを行い、年度終了後に取組報告という形でレビューを実施している。この中で、品質管理庁内委員会がサンプルチェックの分析等から審査時に注意すべき項目として情報共有した留意項目に反する起案、手続きの有無、特定の条件について標準偏差が一定値を越える者へのヒアリング等を実施している。レビューの結果、把握された課題等に基づいて、次年度の審査の取組が策定される。

（２）決裁後案件のサンプルチェック

①サンプルチェックの概要

意匠におけるサンプルチェックは、個別案件の審査処理期間に影響を与えないことを考慮し、決裁が終了した案件を事後的にチェックする決裁後案件を対象とした形式としている（平成 21 年度試行、平成 22 年度以降年度に 2 回実施）。

また、品質管理官によるサンプルチェックの分析結果は、あくまで内部の分析に留まることから、より客観性を待たせるため、対象となった案件のユーザーから当該審査に対する意見をアンケート形式で収集するユーザー評価調査を実施（後述）している。そのため、審判請求期間等が終了した確定済み案件を対象として実施している。

②サンプルチェックの対象

サンプルチェックは、全審査室において実施する。対象案件は、拒絶理由通知後に登録査定となったもの、拒絶査定、手続きの中に補正却下の決定を含むもの、及び即登録（拒絶理由通知無く登録）となったもの。

拒絶理由通知・拒絶査定となった案件が中心となるよう審査官の処分種別ごと、かつ分野に偏りが発生しないよう、分野ごとで分けした中から無作為にピックアップしている。（拒絶理由通知後に登録査定 50～60%、拒絶査定 25～30%、補正却下

の決定を伴うもの 5～10%、即登録 10～15%)

また、ピックアップされた案件は、その後ユーザーに審査内容についてアンケート形式で調査を行うことから、できるだけ近日に処分が確定した案件とする必要があるため、事務手続き期間の 1 ヶ月前から 3 ヶ月前に確定した案件を対象とし、年度に 2 回実施している。

③サンプルチェックの主なチェック項目

法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第 11 部「審査の進め方」をベースとしてチェックする。

④ピックアップ件数

昨年度まで半期で 72 件、年度で 144 件を実施（出願件数の 0.5%）。

今年度は、出願件数に対して 0.5%を越える件数を目標に、上半期で 82 件を実施し、現在分析中。

（３）ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集

ユーザー評価調査は、サンプルチェックの分析の精度を高め、課題を抽出するために行っている。上記のサンプルチェックにあわせ年度に 2 回実施している（平成 23 年度試行、平成 24 年度以降実施）。

アンケートの利用については、意匠審査の質の改善に役立てる目的にのみ使用し、担当審査官、及び第三者へは知らせることはないという条件で実施（ただし、質問票の「担当審査官へのフィードバック可」にユーザーがチェックを入れた案件については、回答内容を管理職を通して担当審査官に知らせる場合あり）。アンケート協力者には、選択項目の集計結果のみ個別にメールで送付している。

また、いただいた情報は審査全体の質を向上させるための施策を検討するために活用することを条件とし、審査の質に問題があったと考えられる個別案件（継続中を除く）の提供を、企業コンタクト時等に依頼するとともに、上記アンケート送付時にあわせて情報提供の依頼を行っている。

（４）審判決との判断相違の確認

審判決との判断相違の確認は、意匠審査の向上につながる情報が得られることから、4 名の意匠審査調査員を活用して全分野において統計や分野ごとの傾向、無効の理由として用いられた引用文献の分析等を行っている。

参考資料一覧

参考資料 4-1：意匠審査に関する品質ポリシー

参考資料 4-2：「審査の進め方」（「意匠審査基準」第 11 部）